

施設等利用給付認定（2号・3号）の申請について

（1）認定区分と基準

認定区分		内容	
	対象	利用先	
施設等利用給付 1号認定	教育認定	満3歳以上で、幼稚園の教育時間のみを希望する子ども	私学助成幼稚園・区立幼稚園

1号認定のみ希望される方は、認定申請書の表面のみ記載してください。保育の必要性の確認書類は添付不要です。

施設等利用給付 2号認定	保育認定	満3歳以後の4月1日を経過した子どもで、保護者に保育の必要性が認められる場合	私立幼稚園等の預かり保育事業 認可外保育施設 (認証保育所、保育ママ、その他国の設置基準を満たした認可外保育施設等)
施設等利用給付 3号認定	保育認定	満3歳以後の3月31日までにある子どもで、保護者に保育の必要性が認められ、住民税非課税世帯の場合	居宅訪問型保育事業 一時預かり事業（当該施設在園児以外） ファミリーサポート

保育の必要性の認定が必要

（2）保育の必要性の認定事由

施設等利用給付2号・3号認定を受けるには、**保護者いずれも**、下表の事由いずれかに該当する必要があります。

該当する「保育の必要性の確認書類」を「施設等利用給付認定申請書」と併せてご提出ください。

施設等利用給付認定申請書の裏面も併せてご確認ください。

事由	認定の条件	保育の必要性の確認書類	ホームページ ダウンロード可
就労	月48時間以上(通勤・休憩時間を除く)働いているとき、または、採用予定(内定)の場合 月の労働時間が48時間未満の場合は、求職活動の認定になります。 採用予定(内定)の場合は3か月(90日)限定の認定になります。	就労証明書 自営業の場合は、自営をしていることが客観的に証明できる書類(開業届等)を併せてご提出ください。	
妊娠・出産	出産のため準備・休養が必要なとき 出産予定月とその前後2ヶ月の計5ヶ月間限定の認定となります。	親子(母子)健康手帳の写し 表紙と分娩予定日の記載されているページ	
疾病・障害	病気、負傷、心身に障害があるため、保育が困難なとき 日中の保育の支援が客観的に認められる場合に限ります(診断書等で判断)。	診断書 お子様の保育が困難であることの記載が必要 障害者手帳等の写し 区内在住者は不要	
介護・看護	同居している病気の方や障害者を常時介護・看護しているとき 病院や施設に継続的に付き添いをしているとき	介護・看護状況申告書 +以下のいずれかひとつ 障害者手帳は区内在住者は不要 被介護看護者の診断書 被介護看護者介護の介護保険証・ケアプランの写し 被介護看護者の障害者手帳等の写し	
就学	就学・技術習得等をしているとき 月48時間以上授業を受けている場合に限ります。 就学内定している場合を含みます。	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等) +時間割表	
求職活動	求職活動をしているとき 3か月(90日)限定の認定になります。認定後、3か月(90日)以内に勤務を開始し、「施設等利用給付認定変更届」+「就労証明書」の提出又は施設等利用給付認定の再申請が無い場合は、3か月(90日)で認定終了となります。	就職活動状況報告書 +求職中であることがわかる書類	
その他	家庭での保育が困難な方(災害復旧など)	施設利用給付係へお問い合わせください。	

認可保育施設に申し込まずに、認可外保育施設の利用を希望する場合は、「保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書」の提出が必要となります。

認定後も、保育の必要性の継続確認のため、定期的に家庭状況調査を行います。

ご不明な点はお問い合わせください。

【問い合わせ先】子育て支援課施設利用給付係

03-5662-1012